

2月16日
~3月15日

所得税の確定申告 市・府民税の申告

昭和63年分の所得税の確定申告と市・府民税の申告の時期となりました。

申告期間は2月16日から3月15日までですが、毎年3月になると税務署や市役所の窓口は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

昭和63年分の所得税の確定申告と市・府民税の申告の時期となりました。申告期間は2月16日から3月15日までですが、毎年3月になると税務署や市役所の窓口は大変混雑しますので、申告はできるだけ早く済ませるようにしてください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告をしなければならぬ人は、

- (1) 事業収入のある場合、不動産収入のある場合、土地や建物を持った場合などで、昭和63年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。
- (2) サラリーマンで、給与の年収が1千5百万円を超える場合、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合、

所得税確定申告 譲渡所得税説明会

右京税務署では、「確定申告」と「住まいを売った人の申告」の説明会を開催

税理士による所得税の確定申告についての「無料相談」を次のとおり行います。お気軽にご利用ください。

23日(木)・27日(月) 28日(火)・3月1日(水) 午後7時

市・府民税の申告をした方へ、市・府民税の申告をされた方には、必ず市・府民税の申告をしてください。

向日市スポーツ指導者育成講座

30分・9時30分・市民会館第1会議室・ストロング中級・京都府立体育館スポーツ振興課主任大槻泰人氏(実技有り)

消費生活モニター募集

平成元年度消費生活モニターを募集。市内在住の20歳以上60歳未満の女性で消費者問題に関心のある人。

困りごと相談

日常生活を営んでいく心配ごと、人権問題、行政・民生相談、人権問題に出合います。法律で解決できるものや個人の良識にまたないものなど、問題の種類はさまざまです。

高齢者介護ボランティア養成講座

2月10日(金)午前10時~正午・高齢者福祉とボランティア協会・京都ボランティア協会事務局次長 須戸哲氏

老人デイサービスセンターのご案内

米所が困難な方には、専用車で送迎を行っています。また、移動入浴車を備えています。

配偶者控除	165,000円	扶養控除	25万円
基礎控除	33万円	障害者控除	25万円
特別控除	33万円	社会保険料控除	支払った保険料の全額
住宅ローン控除	165,000円	生命保険料控除	支払った生命保険料の全額
医療費控除	165,000円	雑損控除	支払った雑損の全額
地震保険料控除	25万円	災害損失控除	支払った災害損失の全額
社会保険料控除	支払った保険料の全額	借入金利息控除	支払った借入金利息の全額
生命保険料控除	支払った生命保険料の全額	雑損控除	支払った雑損の全額
雑損控除	支払った雑損の全額	災害損失控除	支払った災害損失の全額
借入金利息控除	支払った借入金利息の全額	借入金利息控除	支払った借入金利息の全額

老人デイサービスセンターのご案内

米所が困難な方には、専用車で送迎を行っています。また、移動入浴車を備えています。

〒932-1960 向日市社会福祉協議会(向日市民会館3F) 電話 931-1111 内線 292

2月1日~ 土地取引の届出面積が変わりました

〇市街化区域300㎡以上が対象に
市内の市街化区域が国土利用計画法にもとづく、監視区域に指定されました。これにより、市内市街化区域において、300㎡以上の土地の取引をしようとする場合、あらかじめ(契約の6週間前までに)取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、市に提出して頂くことになりました。必ず届け出てください。

〇届出の必要な土地取引
一定面積以上の土地について、売買などの取引をする場合は事前に届出が必要です。

〇届出から契約まで
(届出は契約の6週間前までにしましょう)

〇一団の土地取引
個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。特に、一定面積以上所有している人が切り売りしていく場合、又は小さな土地を買い進んで一定面積以上になる場合は、最初の土地取引から届出が必要です。

〇お問い合わせ 向日市建設部都市計画課 電話 931-1111 内線 292